

公示送達書

下記の者、居所不明により、通知書等の送達が不能となったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び鶴岡市市税条例(平成17年鶴岡市条例第67号)第18条の規定により公示する。

なお、送達すべき文書は総務部課税課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8年 7月 10日

鶴岡市長 佐藤 聡

記

送達を受けるべき者

番号	送達する通知書等	氏 名	備考
1	地方税法の規定による書類	矢口食品株式会社	
2	地方税法の規定による書類	有限会社長山亭	
3	地方税法の規定による書類	亡佐藤保一相続財産	
4	地方税法の規定による書類	亡岡部千里相続財産	
5	地方税法の規定による書類	亡小野寺博相続財産	
6	地方税法の規定による書類	亡長谷川徳右衛門相続財産	